

年金記録訂正請求に係る答申について

**近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年11月12日決裁分**

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000004 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000100 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を平成 16 年 7 月 31 日は 5 万円、同年 12 月 17 日は 18 万 3,000 円、平成 17 年 12 月 31 日は 25 万 8,000 円、平成 18 年 7 月 31 日は 27 万円、同年 12 月 31 日は 28 万円及び平成 21 年 12 月 31 日は 35 万円に訂正することが必要である。

また、平成 21 年 7 月 31 日の賞与については、支払年月日を同月 10 日に訂正し、標準賞与額を 28 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 31 日、同年 12 月 17 日、平成 17 年 12 月 31 日、平成 18 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 21 年 7 月 10 日及び同年 12 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）

第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 7 月 31 日、同年 12 月 17 日、平成 17 年 12 月 31 日、平成 18 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 21 年 7 月 10 日及び同年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を平成 23 年 7 月 8 日は 36 万円及び同年 12 月 31 日は 32 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 7 月 8 日及び同年 12 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 7 月 8 日及び同年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 請求者のA社における平成 23 年 12 月 31 日の標準賞与額については 36 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 12 月 31 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記 2 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 16 年 7 月
② 平成 16 年 12 月
③ 平成 17 年 12 月
④ 平成 18 年 7 月
⑤ 平成 18 年 12 月
⑥ 平成 19 年 6 月
⑦ 平成 19 年 12 月
⑧ 平成 21 年 7 月

- ⑨ 平成 21 年 12 月
- ⑩ 平成 23 年 7 月 8 日
- ⑪ 平成 23 年 12 月

A 社に勤務した期間のうち、各請求期間において、同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑤までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨について、B会（以下「C」という。）から提出されたA社における請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）、請求者及び同僚から提出された賞与に係る給料支払明細書（以下「明細書」という。）、D市から提出された請求者に係る市民税・県民税回答書（以下「回答書」という。）及び給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）、同社から提出された賞与月別従業員一覧表並びに同社の事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者が当該各期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑤までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑤までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 5 万円、請求期間②は 18 万 3,000 円、請求期間③は 25 万 8,000 円、請求期間④は 27 万円、請求期間⑤及び⑧は 28 万円並びに請求期間⑨は 35 万円することが妥当である。

また、請求期間①から⑤までの各期間及び請求期間⑨に係る賞与支払年月日については、A 社の事業主の陳述及び回答、同僚から提出された明細書並びにオンライン記録により、請求期間①は平成 16 年 7 月 31 日、請求期間②は同年 12 月 17 日、請求期間③は平成 17 年 12 月 31 日、請求期間④は平成 18 年 7 月 31 日、請求期間⑤は同年 12 月 31 日及び請求期間⑨は平成 21 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

さらに、請求期間⑧に係る賞与支払年月日については、オンライン記録において、当該期間と同月の平成 21 年 7 月 31 日を賞与支払年月日とする厚生年金保険法第 75 条本文該当の記録が確認できるが、A 社の事業主の陳述及び回答並びに同僚から提出された明細書の日付により、当該期間は同月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答している一方で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 3 月 3 日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑩及び⑪について、C から提出されたA社における請求者に係る源泉徴収簿、請求者及び同僚から提出された明細書、D市から提出された請求者に係る回答書及び源泉徴収票、同社から提出された給料等・賞与等月別一覧表並びに同社の事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者が当該各期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間⑩及び⑪に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑩及び⑪に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間⑩は 36 万円及び請求期間⑪は 32 万円とすることが妥当である。

また、請求期間⑪に係る賞与の支払年月日については、A社の事業主の陳述及び回答、同僚から提出された明細書並びに同僚のオンライン記録により、平成 23 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑩及び⑪に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったと認めるることはできない。

- 3 請求期間⑪について、請求者から提出された当該期間に係る明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記 2 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間⑪に係る標準賞与額を 36 万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上記 2 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間⑥及び⑦について、C から提出された請求者に係る源泉徴収簿は平成 19 年分を除き、請求者に係る回答書の給与支払金額及び社会保険料控除額と一致しているものの、平成 19 年分の源泉徴収簿と平成 20 年度の回答書の給与支払金額及び社会保険料控除額は大きく乖離していることから、当該各期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額について特定することができない。

このほか、請求者の請求期間⑥及び⑦における賞与額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間⑥及び⑦において A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000006 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000101 号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 29 年 5 月 1 日から平成 28 年 7 月 29 日に訂正し、同年 7 月から平成 29 年 4 月までの標準報酬月額を平成 28 年 7 月から同年 11 月までは 14 万 2,000 円、同年 12 月から平成 29 年 4 月までは 17 万円とすることが必要である。

平成 28 年 7 月 29 日から平成 29 年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 7 月 29 日から平成 29 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 28 年 7 月 29 日から平成 29 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 28 年 7 月から平成 29 年 4 月までは 20 万円を 26 万円とする。

平成 28 年 7 月から平成 29 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

3 請求者のA社における標準賞与額を平成 28 年 12 月 31 日は 16 万 5,000 円、平成 29 年 6 月 30 日は 18 万円、同年 12 月 31 日は 17 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 31 日、平成 29 年 6 月 30 日及び同年 12 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 12 月 31 日、平成 29 年 6 月 30 日及び同年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求者のA社における平成 29 年 12 月 31 日の標準賞与額を 18 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 12 月 31 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記 3 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成 3 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 7 月 29 日から平成 29 年 5 月 1 日まで
② 平成 28 年 12 月 31 日
③ 平成 29 年 6 月 30 日
④ 平成 29 年 12 月 31 日

請求期間①について、A社に所属し、各月の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の給付の対象とならない記録となっているので、給付の対象と

なる記録に訂正してほしい。

また、請求期間②、③及び④について、A社から一時金が支給され、その一時金と請求期間②、③及び④の各期間と同じ日に支給された給与との合計額から例月の厚生年金保険料控除額を上回る額の厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間②、③及び④を賞与記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細書及び給与明細書のデータ並びにA社の事業主の回答から判断すると、請求者は、当該期間において同社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成28年7月から同年11月までは14万2,000円、同年12月から平成29年4月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者のA社に係る資格取得年月日を平成28年7月29日とする厚生年金保険被保険者資格取得届を当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年6月に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、前述の給与明細書等及び日本年金機構の回答により確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額から、26万円に訂正することが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

3 請求期間②、③及び④について、前述の給与明細書等から判断すると、請求者は、当該各期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間②、③及び④に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は16万5,000円、請求期間③は18万円及び請求期間④は17万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料の納付について不明

である旨回答している一方、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間④について、前述の給与明細書等により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記3の厚生年金特例法により訂正された標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間④に係る標準賞与額については、前述の給与明細書等により確認できる賞与額から、18万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間④の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。